

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成26年 6 月 2 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集挨拶
- 日程第 6 報告第 1 号 平成25年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 2 号 平成25年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 3 号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 議案第30号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第31号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第32号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第34号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第14 議案第37号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第15 請願第 1 号 新聞の軽減税率に関する請願について
- 日程第16 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第17 推薦第 1 号 愛西市農業委員会委員の推薦について
- 日程第18 議案第35号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 日程第19 議案第36号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第20 同意第 2 号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第21 同意第 3 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 4 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第 5 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第 6 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 7 号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	山 岡 幹 雄 君
3 番	石 崎 たか子 君	4 番	加 藤 敏 彦 君

5番	八木一君	6番	大宮吉満君
7番	近藤武君	8番	神田康史君
9番	杉村義仁君	10番	島田浩君
11番	河合克平君	12番	真野和久君
13番	吉川三津子君	14番	鬼頭勝治君
15番	大島一郎君	16番	鷺野聡明君
17番	堀田清君	18番	大島功君
19番	竹村仁司君	20番	高松幸雄君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	水谷勇君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤清和君	教育部長	五島直和君
市民生活部長	永田和美君	上下水道部長	飯谷幸良君
消防長	小塚良紀君	福祉部長	小澤直樹君
消防課長	横井利幸君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、日程第13・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散につきましては、私が海部津島土地開発公社の理事となっておりますので、地方自治法第117条の規定により除斥となります。よって、議案第34号につきましては、副議長による議事進行となりますので、よろしく願いをいたします。

また、10日の議案質疑、24日の最終日につきましても、同様の議事進行となります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の変更について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議席の変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1番・大野則男議員、2番・山岡幹雄議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、5月9日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より御報告していただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る5月9日に開催いたしました結果、会期は本日6月2日から6月24

日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

ありがとうございました。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月24日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月24日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

まず最初に、海部南部水道企業団議会議員の大島功議員、お願いをいたします。

○18番（大島 功君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成26年第1回定例会が、2月17日から3月3日の会期15日間で、海部南部水道企業団議会で開催をされました。

議案といたしまして、第1号：海部南部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これは地方公営企業法施行令の一部が改正されたことによりまして、原案通り可決されました。

次に、議案第2号：平成26年度海部南部水道企業団水道事業予算について、収益的収入、予算総額25億714万9,000円、収益的支出、予算総額24億9,625万2,000円、資本的収入、1億245万2,000円、資本的支出、予算総額8億6,965万7,000円、議案第2号も原案通り可決されました。

続きまして、26年第1回臨時会でありますけれども、26年の5月19日に海部南部水道企業団議会で開催をされました。

付議事件といたしまして、議長選挙について、議長には、横井昌明議員であります。弥富市選出であります。それから、副議長選挙については、井田晴己議員であります。飛島村選出であります。

続きまして、同意第1号：監査委員の選任について、三宮十五郎議員であります。弥富市選出であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区環境事務組合議会で、3月24日に行われました臨時会につきましては、前海部地区環境事務組合議会議員の16番・鷺野聡明議員、よろしくお願いいたします。

○16番（鷺野聡明君）

それでは、海部地区環境事務組合平成26年第1回臨時会が、本年の3月24日、海部地区環境事務組合新開センターで行われましたので、報告をいたします。

付議事件といたしまして、管理者の選挙につきましては、服部彰文弥富市長でございますが、可決となりました。

議案第3号：副管理者の選任同意について、大木博雄弥富市副市長が同じく可決となりました。

続いて、議案第4号：監査委員の選任同意について、小出春夫氏、あま市副市長がそれぞれ可決となりましたので報告します。

それでは、以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

次に、海部地区環境事務組合議会で5月16日に行われました臨時会につきまして、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

○2番（山岡幹雄君）

海部地区環境事務組合の報告をいたさせていただきます。

平成26年5月16日、平成26年第2回臨時会が海部地区環境事務組合新開センターにて行われました。

付議事件といたしまして、議長の選挙についてであります。蟹江町の菊池久氏が選ばれました。副議長の選挙につきましては、津島市の杉山良介氏が選ばれました。

議案第5号：平成26年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額1,899万2,000円を補正いたしまして、補正後の予算総額は34億1,729万9,000円となり、全員賛成で可決されました。

議案第6号：監査委員の選任同意については、議会選出をいたしまして、愛西市選出の山岡幹雄氏が選ばれました。

議案第7号：監査委員の選任同意について、識見を有する者については、早川安広あま市副市長を選任同意いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成26年1月から平成26年3月までにに関する出納検査についての検査報告が

ありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付しております。

陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしく願いをいたします。

なお、去る4月17日、浜松市で開催されました第97回東海市議会議長会定期総会、並びに5月28日、東京で開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において、吉川三津子議員、岩間泰彦前議員、榎本雅夫前議員、下村一郎前議員が議員在職10年以上と20年以上に、また加賀博前議長が正副議長4年以上の表彰を受けました。

ここに、多年にわたる功績に対し深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・市長招集挨拶

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成26年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、5月25日に行いました愛西市消防団観閲式には、御多用の中、御臨席を賜り、まことにありがとうございました。石川団長を初め、団員、少年消防クラブの日ごろの訓練の成果をごらんいただき、今後の市の防災、減災の中心的役割を担う消防団の重要性を改めて実感していただいたと思います。今後におきましても、消防団活動に対しまして、御支援、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、昨日、6月1日には海部地方総合防災訓練が開催され、関係議員各位におかれましては、御臨席をいただきまして、重ねて感謝いたします。今後、発生が予想される巨大災害に対して対応していく場合、必然的に広域的な連携を考えていかなければなりません。今回のこのような訓練を通じ、防災面についても広域的な連携を強化してまいりたいと思っております。

また、5月30日に県が南海トラフ巨大地震に伴う新たな被害想定を発表されました。我々の住む海拔ゼロメートル地域でも、これまでより被害規模が拡大する予想となっております。行政といたしましては、今後、県、国と今まで以上に情報などの連携を強化し、防災対策に努めていきたいと考えております。市民・住民の皆様方におかれましても、さらに防災意識を高めいただき、いざというときの備えを、まずはみずからできることから始めていただきたいと思っております。

そして、5月24日、5月31日の2日間にわたりまして、市内で各中学校区6会場において、

初めてのタウンミーティングを開催させていただきました。参加をしていただきました皆様方におかれましては、まことにありがとうございます。次回以降の開催につきましては、内容など、また協力いただきましたアンケート、質疑内容をよく検証して、全般にわたり、今後検討してまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提出をさせていただきました案件につきましては、愛西市税条例等の一部改正など17件で、そのうち報告3件、契約の締結2件、人事案件6件となっております。この中で契約の締結及び人事案件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・報告第1号：平成25年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第1号：平成25年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入ります、最後のページをお願いいたします。

平成25年度愛西市一般会計継続費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、さきの議会において議決をいただいております統合庁舎整備事業及び統合庁舎駐車場整備事業の継続費につきまして、26年度への通次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、統合庁舎整備事業及び統合庁舎駐車場整備事業において、25年度の未執行額を翌年度へ通次繰り越しするものでございます。

通次繰越額につきましては、統合庁舎整備事業が143万3,250円で、財源内訳としましては、繰越金でございます。統合庁舎駐車場整備事業につきましては、通次繰越額が1,870万円で、財源内訳は、繰越金で100万円、地方債として合併特例債が1,770万円でございますので、よろしく願いをいたします。

報告第1号については以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第2号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

次に、日程第7・報告第2号：平成25年度愛西市一般会繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

**○企画部長（山田喜久男君）**

それでは、報告第2号：平成25年度愛西市一般会繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入ります、これにつきましても最後のページをお願いいたします。

平成25年度愛西市一般会繰越明許費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で議決をいただきました繰越明許費につきましては、26年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、子ども子育て支援新制度システム導入事業及び道路新設改良事業の2事業におきまして、年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、2事業合計で1,533万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、県支出金で793万8,000円、一般財源で739万8,000円でございますので、よろしくお願いたします。

報告第2号につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・報告第3号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・報告第3号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、報告第3号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御報告をさせていただきます。

これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。本日提出、市長名。

一番最後のページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましても、さきの3月議会で平成25年度の補正予算をお認めいただきました。その中で、公共下水道佐屋25の1工区整備事業について、繰越明許費として26年度に繰り越しをいたしました。その計算書でございます。

繰越額といたしましては、7,350万円。内訳といたしまして、国庫支出金が2,680万円、地方債が4,400万円、一般財源が270万円でございます。

報告は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第30号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第30号：愛西市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正をお願いするものでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第12号：愛西市税条例等の一部を改正する条例ということで、今回の改正の趣旨について、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の主な改正の内容につきましては、法人市民税、法人税割の税率の引き下げ、そして軽自動車税の税率の引き上げ及びグリーン化推進のため経年車に対する重課税率の導入、また固定資産税、これは償却資産の関係でございますけれども、この固定資産税に係る、いわゆるわがまち特例、これは地域決定型地方税制特例措置といった特例が設けられておりまして、この規定の追加等というのが今回の主な改正の趣旨でございます。

それでは、恐れ入りますけれども、資料2の愛西市税条例等の一部改正の概要というものを添付させていただいておりますけれども、ちょっとそちらのほうをごらんいただきたいと思います。その概要に沿って、それぞれ条項の内容について御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず第1条関係ということで、第23条、市民税の納税義務者等の関係でございます。この第2項の改正におきましては、法人税法で外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴いまして、今回規定の改正をするという内容でございます。

次に、第3項の改正でございますけれども、先ほど申し上げました第2項の改正に伴いまして、地方税法施行令の法令番号等を追加するという改正の内容になっております。

次に、第33条関係でございます。所得割の課税標準の関係でございます。その第5項の改正でございますが、これは用語の意義の追加によりまして、号ずれを起こしたことから、この規定を修正するというものでございます。

次に、第34条の4、法人税割の税率というものでございますけれども、これは改正の内容につきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるといった規定の改正でございます。

次に、第48条関係でございます。これは法人の市民税の申告納付の関係でございますが、第2項の改正において、これは外国税額控除の適用対象について、国外源泉所得に限らず、外国の法人税が課税された所得について、全て課税の対象とするというような規定の改正というも

のでございます。

次に、第5項の改正でございますが、これは地方税法におきまして、恒久的施設を有する外国法人に対する申告納付制度が規定されました。それに伴います関連規定の改正ということで、今回改正をお願いしておるという内容でございます。

次に、第52条関係でございます。法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金ということで、第1項の改正といたしまして、法人税法におきまして、恒久的施設を有する外国法人に対する申告納付制度が規定をされたことに伴う、これも関連ということで規定の改正をお願いするという内容でございます。

次に、第57条及び第59条の関係でございますが、これは固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということで、この内容につきましては、地方税法におきまして固定資産の非課税措置の特例が2件追加をされたということによりまして、その適用を受けるための申告と、適用を受けなくなった場合の申告の規定について、それを引用する条項の規定を修正するという内容でございます。

次に、第82条の軽自動車税の税率の関係におきまして、第1項第1号から第3号の改正内容でございますが、先ほど冒頭で触れましたように、軽自動車税について軽自動車の大型化、あるいは高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しがされたわけでございますが、三輪及び四輪の軽自動車並びに小型特殊自動車について、自家用乗用車にあっては現行の1.5倍、その他の区分の車両においては現行の1.25倍に、原動機付自転車、二輪車については現行の約1.5倍に引き上げるという今回の税率改正でございます。

それで、先ほど申し上げました税率のそれぞれの改正につきましては、この概要書の最後に税率を示した表を別紙1として添付をさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次に、附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例の関係でございますが、これは、租税特別措置法第40条の条項がありまして、この改正に伴い、引用する条項を修正するという内容でございます。

次に、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この2ページの頭のほうで、附則第6条、これは居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

次に、附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

それから、附則第6条の3、これは阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例という3本の関係でございますが、この3本の改正の内容につきましては、地方税法等で規定されておりますことから、今回、市の条例から削除するというので、この3本の規定については削除するものでございます。

なお、この条例から削除されたとしても、各特例措置の内容につきましては、いわゆる地方税法等の規定が課税標準等の計算に適用されますので、税額の計算に何ら変更が出るものでありませんので、つけ加えさせていただきます。

次に、附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の関係でございます。第1項の改正内容でございますけれども、これは肉用牛の売却に係る事業所得の市民税の課税の特例期間を平成30年度まで3年間延長するよという規定の改正でございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合という条文があるわけでございますけれども、これが先ほど冒頭で申し上げました固定資産税償却資産の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例方式という特例措置があるわけでございますけれども、今回の法改正によりまして、その特例措置の一部導入と拡充を図るということで、それぞれ規定が追加、あるいは改正という形で今回お願いしております。

それで、第1項の改正でございますが、これは水質汚濁防止法に規定する汚水、または廃液の処理施設、この施設についての特例割合を3分の1とする規定を今回追加がされたことにより、10条で追加をするというものでございます。

第2項の改正につきましては、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出、または飛散の抑制をする施設、この施設についての特例割合を2分の1とする規定を追加するというものでございます。

続きまして、第3項の改正でございますが、これは土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出、または飛散を抑制する施設、この施設についての特例割合を2分の1とするという規定の追加でございます。

次に、第4項から第6項までの改正につきましては、これは法附則第15条各項に規定する固定資産税等のいわゆる課税標準の特例措置のうち、廃止、あるいは終了分に係る項目の削除がされまして、この削除に伴う引用条文の項ずれが生じたことから、今回修正をするというのが内容でございます。

次に、第7項の改正でございますが、これは水防法に規定する防水扉等の浸水防止用設備についての特例割合を3分の2とする規定を追加をするという内容でございます。

次に、第8項の改正でございますが、ノンフロン製品、これは自然冷媒を利用した陳列棚等の一定の業務用の冷凍、あるいは冷蔵機器、この製品についての特例割合を4分の3にしますよという規定を今回追加されたという内容でございます。

次に、附則の第10条の3の関係でございますが、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、これは第10項の改正でございますが、これは耐震改修に係る新たな減額措置が創設をされました。その創設されたことに伴いまして、申告規定を追加するという内容でございます。

次に、附則第16条、軽自動車税の税率の特例ということで、第1項の改正内容でございますが、これは軽自動車税においても、いわゆるグリーン化を進めるため、登録後14年を経過した三輪以上の軽自動車について、改正後の標準税率のおおむね20%の重課税率を適用するというような内容でございます。これも先ほど申し上げました一番最後に別表という形で、税率をちょっと付したものを付けておりますので、この重課税率についても御参照いただけたらなあとというふうに思っております。

それから、附則第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例ということで、第1項及び第2項の改正でございますが、これは地方税法の改正に伴いまして、適用年度を3年間延長するという改正内容でございます。

次に、附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、そして附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例。この2つの改正につきましては、引用する法令の規定を明確化するため、条文の字句を修正するという改正内容でございます。

次に、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例ということで、第2項の改正でございますが、これは非課税口座内の上場株式等について、いわゆる贈与や相続等により、払い出しが行われた場合の取得価格のみなし規定を追加するという内容でございます。

次、4ページのほうをちょっとおめくりいただきたいと思います。

附則第21条、これは旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告という題目になっておりますけれども、第1項及び第2項の改正につきましては、これは附則の第41条第11項というものがございまして、今回の法の改正に伴い廃止がされました。その廃止に伴いまして、引用する条項を修正するという内容でございます。

次に、附則第21条の2の第1項第1号、第2号の改正内容でございますが、これも法附則第41条第11号が廃止をされまして、この廃止に伴いまして、この項を引用する条項を修正するという内容でございます。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、それから附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、それから附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、この3本の特例につきましては、地方税法等で規定されておりますので、今回、私どもの市の条例から削除をするという内容でございます。

次に、附則第22条、個人の市民税の税率の特例等ということで、この内容につきましては、附則第22条から23条、これも法の改正によりまして、現行の条文を削除するという内容で、削除することによりまして、条文が繰り上げになりますので、それを修正するという内容でございます。

そして、右端のほうに第2条関係ということで付してありますけれども、第2条の関係の附則第21条の2第1項第1号、第2号の関係につきましては、今回、平成26年度税制改正における地方税法等の改正による条文の項ずれが出てきておりますので、それを修正をしますよという規定の改正でございます。

なお、先ほど申し上げました改正条項の施行期日というのがそれぞれあるわけでございますけれども、お手元の概要の一番右端に、それぞれの改正条項の適用年月日にそれぞれの施行年月日を付しておりますので、恐れ入りますけれども、そちらのほうを後ほど御参照いただきました。

いと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第31号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第31号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第31号につきまして、説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第13号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。内容につきましては、別添の議案第31号の資料のほうをお願いをいたします。愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の関係でございますが、その限度額につきまして、「14万円」を「16万円」に改正し、同条第4項では介護納付金課税額の関係でございますが、その限度額について「12万円」を「14万円」に改正するものでございます。

次に、第18条の仮徴収の規定につきまして、第24条の37第1項の第24条の36への改正につきましては、規定の整理でございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額の規定につきまして、後期高齢者支援金等課税額の関係でございますが、その限度額につきまして、「14万円」を「16万円」に改正し、介護納付金課税額の関係でございますが、その限度額につきまして、「12万円」を「14万円」に改正するものでございます。

また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更につきましては、(2)「（当該納税義務者を除く。）」の削除及び(3)の「35万円」を「45万円」に改正するものでございます。

ここで戻っていただきまして、一部を改正する条例の本文をお開きください。

附則をごらんいただきたいと思っております。

附則の施行期日としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものでございます。

適用区分としまして、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第32号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（小塚良紀君）

議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年愛西市条例第146号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、改正の必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第14号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正の経緯といたしましては、今後予想される大規模地震や、近年頻発する気象災害への対応として、地域防災体制の強化が喫緊の課題であり、少子・高齢化等、地域の防災活動の担い手確保が難しくなる中、積極的な住民参加のもと住民の安全確保に資することを目的に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布され、同法第13条において、消防団の処遇の改善について、国及び地方公共団体が必要な処置を講ずることと規定されたことによるものでございます。

これを受けまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の別表が全部改正され、退職報償金の額を引き上げることとされ、本市条例でも退職報償金の額を定める別表の改正をお願いするものでございます。

金額につきましては、資料にございます新旧対照表のほうで御確認をいただきたいと思えます。5年以上10年未満で、階級が団員の方で14万4,000円であったものが、改正後は20万円となるほか、各階級及び勤続年数に応じた支払い額を一律5万円引き上げるものでございます。

なお、退職報償金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済基金と退職報償金支給責任共済契約を締結しております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行する。この条例の規定は、平成26年4月1日以降に退職された消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例によることとなります。よろしく願いいたします。

◎日程第12・議案第33号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第33号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（小塚良紀君）

議案第33号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、消防法施行令等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第15号：愛西市火災予防条例の一部を改正する条例。

愛西市火災予防条例の一部を次のように改正する。「（消防署長）」を削る。また目次中、「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を「第5章 避難管理（第35条―第42条）第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改めるものでございます。

今回の主な改正でございます。平成25年8月に京都府福知山市の花火大会の会場で発生した火災を踏まえ、対象となる火を使用する器具や火災の発生のおそれのある器具の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるのであります。

また、今回の愛西市火災予防条例の一部改正にあわせて、愛西市火災予防条例の条文の規定にあります消防長（消防署長）の語句につきまして、市町村の消防機関の実態に応じて規定するものでありますことから、今回、消防長（消防署長）の「（消防署長）」の語句を全て削除し、整理させていただくこととございますので、あわせてお願いいたします。

なお、今回の主な改正の屋外催しに係る防火管理の内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

新旧対照表、目次で「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を「第5章 避難管理（第35条―第42条）第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改めます。

次に、4ページをお願いいたします。

中段になります。第18条第1項第9号の2を追加するものでございます。対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備をした上で使用することとしたものでございます。

以下、19条、21条、22条につきましては、18条第1項第9号の2を準用するための追加でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

第5章の2、屋外催しに係る防火管理を追加するものでございます。催しの指定といたしまして、第42条の2、1項から3項までは、催しのうち大規模なものとして、消防庁が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催し物として指定しなければならないということとしております。また、指定する場合は、主催者に対し意見を聴取し、指定の通知とともに公示すること等、手続きに関することを定めております。

次に、10ページになります。42条の3をごらんください。

42条の2、第1項の催し物を主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに、次の1号から6号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないとした内容でございます。1号から6号までは、火災予防上必要な業務を明記したものでございます。

続いて第2項では、指定催しに指定された主催者に対し、開催日14日前までに規定の計画を届け出ることと義務づけたものでございます。

次に、11ページの下の方になります。第45条関係でございます。

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等で、あらかじめ届け出が必要な行為の項目でございますが、1枚おめくりをいただき、第6号として、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、露店等を開催する場合は、消防機関に届け出の義務を追加いたしました。

屋外催しに係る防火管理等の改正に伴う説明は以上でございます。

また、説明冒頭でお願いいたしました消防長の語句で、「(消防署長)」を削除した部分につきましては、新旧対照表中各ページ24カ所でございます。お目通しをいただきたくお願いいたします。

なお、附則といたしましては、この条例は、平成26年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第34号(提案説明)

○議長(鬼頭勝治君)

次に、日程第13・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散についてを議題といたします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、冒頭で御説明申し上げましたとおり、地方自治法第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。よって、私は退場いたしますので、議案第34号の議事進行は、副議長にお願いをいたします。

[議長・鬼頭勝治議員 退場]

[副議長 議長席に着席]

○副議長（島田 浩君）

少しの時間でございますが、議長のかわりに議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、日程第13・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散について、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第34号：海部津島土地開発公社の解散について、御説明を申し上げます。

海部津島土地開発公社を解散するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、海部津島土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律、これは第22条第1項の規定がございますけれども、この規定により、議会の議決をお願いするというものでございます。

1枚おめくりをください。参考資料ということで、今後の予定についてスケジュールを添付させていただきました。

この土地開発公社の解散につきましては、去る2月4日開催の海部津島土地開発公社の理事会におきまして、公社の解散について同意がなされておりまして、本年度中に解散する運びとなっております。そして、このスケジュールと申しますか、そちらのほうに解散手続が終了するまでスケジュール的なものをお示しをさせていただきました。

それで、この6月に構成団体の議会で公社の解散につきまして議決をいただき、8月には各議会の意見書を添えて愛知県知事に解散認可申請書を提出するというような手続を今後進めていくこととなります。以後、所定の事務手続がそれぞれ進められまして、平成27年2月に愛知県知事へ清算終了届を提出し、そこで解散手続が終了するというようなスケジュールで、今後事務手続が進められることとなります。

簡単ではございますが、内容の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（島田 浩君）

以上で私の職務は終了いたしました。議長の入場をお願いいたします。

〔議長・鬼頭勝治議員 入場・着席〕

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。開会は11時10分をお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第37号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議

題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023万4,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ248億5,744万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入については、私から御説明いたします。

恐縮ですが、7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度導入に係るシステム整備費補助金としまして、745万2,000円の補正計上をお願いしております。

次に、第14款県支出金、第3項県委託金、第5目教育費県委託金では、県からの委託事業としまして、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金及びきずなを育む学校づくり推進事業委託金を合わせまして32万円の計上でございます。

以上の歳入につきましては、歳出の各事業に関連する特定財源として補正計上させていただいております。不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金で246万2,000円を計上しまして、一般財源の収支を図っておりますので、よろしくお願いをいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたしますけれども、初めに私より企画部所管の項目について御説明いたします。

次ページの9ページ、10ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財政管理費におきまして、今回、新規事業といたしまして、ふるさと応援寄附金事業を実施するための補正をお願いをしております。

内容につきましては、まず第8節報償費では、市の特産物であるレンコン3キロ、米5キロ、レンコンうどん2袋を1セットといたしまして、3,120円分を市外からの1万円以上の寄附者にお送りするため、500セットで156万円を計上させていただきました。

第11節需用費では、その特産物の発送用段ボールの購入費で、1箱230円の500箱分11万5,000円を計上しております。

第12節役務費の関係ですけれども、郵便料では、その特産品の発送代金1箱当たり1,200円で500箱分と、お礼状に係る費用を合わせまして66万円を計上しております。また、システム利用手数料では、今回カード決済システム導入費用としまして3万2,400円を初めとして、公金支払い、ふるさとチョイス代理納付、それぞれのシステム利用料合計で12万7,000円をお願いしております。

なお、寄附金の受け付けにつきましては、9月1日から予定をしておりますけれども、いただいた寄附金につきましては、一旦市民協働まちづくり基金へ直接積み立て、翌年度寄附者の

希望する施策への特定財源として充当させていただきます。

私からは以上でございます。続きまして、市民生活部長より御説明いたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうからは市民生活部の所管に関するものについて、説明をさせていただきます。

引き続き、9ページ、10ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民台帳費、13節委託料におきまして、社会保障・税番号制度導入に係る住民基本台帳システム改修委託料745万2,000円の追加をお願いするものです。この事業につきましては、法令及び国の制度に基づく事業でありまして、今年度中にシステム改修を行うものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。次は教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（五島直和君）

それでは、教育部の所管に関するものについて、御説明させていただきます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、32万をお願いしております。

まず、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業20万6,000円でございますが、こちらは県からの委託事業としまして、八開中学校におきまして今回実施させていただきます。趣旨といたしましては、児童・生徒の心に響く道徳教育の指導のあり方について研究を深める事業として実施するものでございます。

次に、きずなを育む学校づくり推進事業11万4,000円でございますが、こちら県からの委託事業といたしまして、立田北部小学校におきまして実施させていただきます。趣旨といたしましては、子供たちが地域の人たちと積極的にかかわり合いながら、豊かな心の育成を目指して、地域に根差した開かれた学校づくりに取り組んでいこうというような事業の趣旨といたしまして実践するものでございます。

以上で、平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・請願第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・請願第1号：新聞の軽減税率に関する請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

○1番（大野則男君）

それでは、御説明をさせていただきます。

紹介議員といたしまして、私、大野と竹村議員、大島一郎議員ということでなっております。請願者等の代表としまして、住所、愛知県愛西市佐屋町宅地74、愛西市新聞販売店会代表・横井啓泰様。

件名といたしまして、新聞購読料への消費税軽減税率適用等を求める意見書提出に関する請願をいたしたいと。

趣旨といたしまして、さらに今回の消費税増税により、新聞離れが加速されることも懸念されます。同時に私たち新聞販売店の経営悪化により、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場を失われるおそれもあります。政府は消費税アップに例外はつくりたくないと考えているようですが、世界の多くの先進国が民主主義を支える公共財として、新聞等知識に対する課税を最低限とする趣旨で軽減税率を導入しています。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、政府に対し複数税率の導入、または新聞への軽減税率適用など、何らかの軽減策を実現していただきたいと願っています。参考資料として、別紙を御参照くださいと。

請願事項、消費税増税に当たり、複数税率の導入、または新聞への軽減税率適用など、新聞への何らかの軽減策を求める意見書を政府関係機関に提出していただきますよう請願いたしますと。

新聞等の軽減税率に関する意見書（案）ということも御添付をさせていただいておりますので、よろしく御検証をお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・請願第2号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・請願第2号：手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

##### ○2番（山岡幹雄君）

請願第2号の手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書でございます。

愛西市議会議長殿、請願代表者は、佐屋町宅地31、海部津島聴覚障害協会会長・伊藤照夫、愛西支部長・川村照夫さんです。紹介議員として、私、山岡幹雄、鷺野聡明、2名でございます。

請願につきましては、文章をちょっと朗読させていただきます。

請願の趣旨につきましては、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表現を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がございました。

請願項目といたしまして、国に手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定を求めることとでございます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・推薦第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由及びその内容を事務局より説明させます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、愛西市農業委員会委員の推薦について御説明いたします。

愛西市農業委員会委員には、山田岩夫氏、中野俊郎氏、加藤和子氏、飯田喜美子氏の4名を平成23年6月に推薦いたしましたが、任期満了日が平成26年7月19日となっております。このため、今回推薦をお願いするものでございます。任期は3年でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第35号及び日程第19・議案第36号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第35号：高規格救急自動車購入契約の締結についてと、日程第19・議案第36号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（小塚良紀君）

それでは、議案第35号、36号、一括にて御説明させていただきます。

議案第35号：高規格救急自動車購入契約の締結について。

下記のとおり、高規格救急自動車購入の契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、高規格救急自動車購入でございます。2. 契約の方法ではありますが、指名競争入札による契約でございます。3. 契約金額、2,842万円。4. 契約の相手方として、愛西市諸桑町郷城338番地、愛知トヨタ自動車株式会社、津島営業所。5. 納入期限であります、平成26年11月28日。約180日を見てございます。

提案理由であります、この案を提出するのは、高規格救急自動車購入契約のために必要があるからでございます。

なお、本日議案資料といたしまして、資料1をごらんください。去る5月8日、執行しました指名競争入札の執行調書でございます。

1枚はねていただきまして、資料2としまして仮契約書でございます。

もう1枚はねていただきまして、資料3をごらんください。

今回の整備を予定しております高規格救急自動車ではありますが、標準的な救急資機材に気管挿管や薬剤投与、救命士等が使用する資機材を積載するほか、ベッドサイドモニター、またCO<sub>2</sub>モニター等を積載して、傷病者の状況を正確に観察し、多様化する救急現場におけるスム

ーズな現場活動を目的とした資機材を装備しております。

また、駆動方式ですが、フルタイム四輪駆動にするとともに、車内での隊員の活動を容易にするため、室内空間も若干広くなっております。

議案第35号：高規格救急自動車購入契約の締結については以上でございます。

続きまして、議案第36号について、御説明申し上げます。

議案第36号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について。

下記のとおり、水槽付消防ポンプ自動車購入の契約を締結したいので、地方自治法及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車購入でございます。2. 契約の方法であります。指名競争入札による契約でございます。3. 契約金額、4,487万640円。4. 契約の相手方として、名古屋市東区矢田南1丁目2番8号、株式会社モリタ名古屋支店。5. 納入期限であります。平成26年10月20日。約140日間を見ております。

提案理由であります。この案を提出するのは、水槽付消防ポンプ自動車購入契約のために必要があるからでございます。

なお、本日議案資料といたしまして、資料1をごらんください。去る5月8日、執行しました指名競争入札の執行調書でございます。

1枚はねていただきますと、資料2といたしまして仮契約書でございます。

1枚はねていただきまして、資料3をごらんください。

今回整備を予定しております水槽付消防ポンプ自動車であります。最新の泡消火システムを装備し、消火効率を高めるとともに、可燃性液体燃料等の水消火が困難な火災にも対応できるよう、化学車の一部機能も備えております。

また、駆動方式を四輪駆動にするとともに、車内での隊員の活動を容易にするため、ハイルフキャブを備え、車内の活動スペースも広がっております。

議案第36号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、以上でございます。

なお、議案第35号、36号の高規格救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、工期の都合により、一刻も早く契約いたしたく本日の議決をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、議案第35号、議案第36号については、同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

13番・吉川三津子議員。

#### ○13番（吉川三津子君）

議案第35号：高規格救急自動車購入契約の締結について、質問させていただきたいと思いま

す。

指名競争入札ということで2者が参加されているわけですが、この指名の基準ですね、どんな基準を設けられたのか。そしてその基準のもと、本来ならば何者ぐらいがこの指名競争入札に該当する会社があったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○消防課長（横井利幸君）

それでは、御質問についてお答えをさせていただきます。

救急自動車の2者の指名の基準でございますが、現在、高規格救急車を製造するメーカーとして、国産として、トヨタ自動車と日産自動車の2業者しか取り扱っている業者がございませんので、2者での指名競争入札にさせていただきました。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

4番・加藤敏彦議員。

○4番（加藤敏彦君）

議案第35号についてお尋ねいたします。

今、説明で業者としては国内では2者のみということですが、入札結果を見ますと、日産とトヨタで500万円の差が出ておりますが、車の機能としては差があるのかなのか、基本的にないのかどうか確認したいと思います。

それから、高規格自動車の現在の配備状況、それからそれぞれの購入年月日などわかりましたらお尋ねしたいと思います。

○消防課長（横井利幸君）

ただいまの御質問でございますが、入札結果については500万円の差があるということですが、機能については何も両者、日産、トヨタ、変わりはありません。

現在の配備といたしまして、本署に救急車は2台、分署に救急車を1台配備しております。

〔「購入年月日もあわせて」の声あり〕

現在、消防署で使用しております救急自動車でございますが、本署に1台、平成18年に整備したものがございます。あと分署には、平成21年に整備した救急車がございます。残りの1台につきましては、今回整備を予定しております平成14年に整備した救急車でございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他によろしいですか。

〔挙手する者なし〕

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第35号、議案第36号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第36号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第35号、議案第36号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、戸谷會治、昭和22年9月18日生まれ。

提案理由といたしましては、川村功委員の辞職に伴い、選任する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

2番・山岡幹雄議員。

○2番（山岡幹雄君）

今の同意第2号について、ちょっと質問させていただきます。

地方自治法第198条に、監査委員は退職をしようとするときは、普通公共団体の長の承認を得なければならないということで、どのように市長はこの川村氏の承認を得たのか、その理由がわかれば教えていただきたいと思います。

それで、この監査委員について、地方公共団体の監査制度のあり方について、民間企業における監査との比較がいろいろ議論されておる時代でございます。私からの意見ですが、地方公共団体の監査制度の充実強化の方策につきまして、監査基準とか、監査委員の専門性及び独立性の確保、監査委員事務局の専門性及び独立性の確保、内部統制の整備、外部監査制度のあり方、また地方団体の監査のサポートする体制の構築について検討していただけるかどうか、その2点、御質問させていただきます。

○市長（日永貴章君）

それでは、最初の質問については、川村功委員の辞職についての質問だと思いますけれども、川村功委員につきましては、一身上の都合ということでございますけれども、私どもといたしましては慰留をさせていただきましたが、本人の辞意がかたいということでございますので、今回辞職を認めさせていただきました。

あと監査委員の充実につきましては、やはり厳しくやっていただきたいというふうに私どもも考えておりますので、今後、監査委員事務局とも厳しくやってほしいという御意見も常々お話をさせていただいております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

2番の山岡議員に申し上げますが、2点目の質問については、同意案件とは違いますので、よろしく願いいたします。

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・同意第3号から日程第24・同意第6号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・同意第3号から日程第24・同意第6号までの愛西市固定資産評価審査委員  
会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

それでは、順次説明をさせていただきます。

同意第3号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第423条第3  
項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、河村豪、昭和18年2月1日生まれ。

提案理由といたしましては、任期が平成26年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要が  
あるからでございます。

続きまして、同意第4号、同じく愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、  
本日提出をお願いいたします。

記といたしまして、氏名、服部康仁、昭和25年7月5日生まれ。

理由といたしましては、任期が同じく平成26年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要  
があるからでございます。

続きまして、同じく同意第5号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、  
本日提出をさせていただきます。

記といたしまして、氏名、浅井裕久、昭和24年12月12日生まれ。

提案理由といたしましては、任期が平成26年6月30日で満了するのに伴いまして、選任する  
必要があるからでございます。

同じく同意第6号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、本日提出をさ  
せていただきます。

記といたしまして、氏名、安達清、昭和24年3月6日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が同じく平成26年6月30日で満了するのに伴いまして、選任

する必要があるからでございます。

それぞれ履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、同意第3号から同意第6号については、同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。同意第3号から同意第6号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第3号から同意第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号から同意第6号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は、個々に行います。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決します。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・同意第7号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第25・同意第7号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第7号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、中野良一郎、昭和16年9月27日生まれ。

提案理由といたしましては、任期が平成26年6月30日で満了するのに伴いまして、任命する必要があるからでございます。

添付資料といたしまして、履歴書をつけさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、同意第7号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。同意第7号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第7号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月10日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会

